

第 17 回統計委員会・第 22 回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 20 年 12 月 22 日 (月) 12 : 58 ~ 14 : 16

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

竹内委員長、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、美添委員、黒田臨時委員

【統計委員会運営規則第 3 条及び第 6 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省関税局調査課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

【事務局】

鳩山総務大臣、中島内閣府統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官（統計基準担当）、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

(1) 諮問第 4 号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画について」

(2) 諮問第 10 号の答申「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」

(3) 諮問第 13 号「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」

(4) 部会の審議状況について

(5) その他

5 議事録

竹内委員長 それでは、若干定刻より前のようですけれども、皆さんお揃いになっているようでございますし、ちょうど鳩山総務大臣もお見えになりましたので、開会させていただきます。

ただいまから、第17回統計委員会・第22回基本計画部会合同会議を開催致します。

本日は、基本計画の答申の取りまとめを行い、総務大臣に答申を提出することになっておりますので、大臣にもお忙しいところを御出席頂いております。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に御紹介してください。

内閣府統計委員会担当室長 議事次第の紙をご覧ください。資料と致しまして資料1「公的統計の整備に関する基本的な計画について」の答申（案）。

資料2は、「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」の答申（案）。

資料3は、4本の統計調査に係る匿名データについての諮問です。

それから資料4、こちらは産業統計部会の審議状況について（報告）ということになっております。

そのほかに、参考1、参考2として、ご覧のような資料を用意しております。御確認をお願いします。

竹内委員長 それでは、早速議事に入ります。まず、諮問第4号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画」についてであります。

この基本計画の答申案につきましては、本年1月に、総務大臣から諮問を受けまして、本委員会の基本計画部会、及び4つのワーキンググループにおいて、多くの委員、専門委員、審議協力者各位、また、関係府省や地方公共団体の御協力も得まして、統計のいろいろな観点から11か月余にわたり、精力的に審議を行って参りました。特にワーキンググループにおきましては、それぞれ何十回も会議を開いて頂きまして、大変多くのエネルギーを割いて審議致しまして、おかげさまで今回このような答申がまとまりましたので、私から御礼を申し上げたいと思います。

そこで、これまでの審議で御了解頂きましたように、本答申案は、公的統計を取り巻く現状・課題と、それに対して政府が講ずべき施策の取組方向を記述した「本文」という部分と、その方向に沿った具体的な措置を可能な限り詳細に記述した「別表」から構成されております。、それから別表には、基幹統計に関する別添という部分があります。この答申は、今後、政府におかれまして、新統計法に基づく統計行政の改善を推進して頂くための基礎となる「工程表」を示したものとして、極めて重要な意味があるものと考えております。

答申案の内容につきましては、前回の基本計画部会において、最終的な審議を行い、大体の結論を得たわけですが、若干の字句の修正等に関しましては、委員長に御一任を頂い

ておりましたので、本日は、資料1として、最終的な答申案という形で用意してあります。

私としましては、本案をもって統計委員会の答申と致したいと思しますので、特に御意見がなければ、これで本委員会の答申ということにさせて頂きたいと思します。

(「はい」と声あり)

それでは、資料1をもって、本委員会としての総務大臣への答申と致しますので、本日、大臣に御出席頂いておりますので、ここで、私から答申案をお渡しさせて頂きます。

(竹内委員長から答申文を読み上げた上で、鳩山総務大臣に答申を手交)

鳩山総務大臣 ありがとうございます。

竹内委員長 では、大臣におかれましては、この基本答申案の線に沿った形で政策が実現されるようよろしくお願い致します。

鳩山総務大臣 承知致しました。どうもありがとうございました。

竹内委員長 総務大臣におかれましては、本日はお忙しいところ御出席頂きまして、誠にありがとうございました。それでは、御挨拶を頂きたいと思しますので、よろしくお願い致します。

鳩山総務大臣 総務大臣の鳩山邦夫でございます。

竹内委員長初め委員の先生方には、平素より熱心に御審議頂いていることに厚く御礼を申し上げます。

また、本日、委員長から基本計画についての答申を直接手渡し頂きまして、これに沿って政策を進めていくことをお誓い申し上げたいと思します。

統計は、経済・社会が複雑化する中、我が国がとるべき政策を決定する上で必要不可欠な情報を提供するものであるとともに、広く国民や社会にとって、合理的な意思決定を行うための重要な情報基盤でございますから、統計法を所管する総務大臣としても、公的統計をより良いものとする取り組みを一層推進していくことが不可欠と考えております。

基本計画は、新しい統計法の下で初めて策定するものであり、今後5年間の我が国の統計行政の運営にとって正に方向性を指し示す羅針盤となると思します。このような基本計画に関する答申の策定のために、本年1月より約11か月の間、熱心な御審議を頂いた先生方の御尽力、そして、その成果として、このような充実した答申を頂戴できましたことを、改めて深く感謝申し上げますとともに、本年度中にこの答申を最大限に尊重した基本計画の閣議決定を行っていくつもりでございます。

今後引き続き、統計行政の一層の発展に御尽力頂けますよう、心からお願い申し上げます。私の御挨拶とさせて頂きます。

今日は、本当に答申をありがとうございました。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

公務の御都合により、総務大臣はここで退席されます。

(鳩山総務大臣退室)

竹内委員長 それでは、次の議題に入ります。諮問第10号の答申「造船造機統計調査及

び鉄道車両等生産動態統計調査の改正」につきまして、答申（案）の御説明・御報告を舟岡部会長の方からお願い致します。

舟岡委員 御報告を致します。

「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正」につきましては、10日20日開催の統計委員会において諮問され、産業統計部に審議が付託されました。

本件に関しましては、これまでに計3回部会を開催して審議を行い、この度、答申案を取りまとめるに至りましたので、御報告致します。

なお、両統計調査の改正についての答申案を議論した第12回産業統計部の審議の状況については、答申案の報告の中で説明致します。

それでは、資料2の答申案をご覧ください。併せて、資料2の参考資料2の第12回産業統計部会結果概要もご覧ください。

答申案は、「1 承認の適否とその理由等」及び「2 今後の課題」の2部構成として、更に「承認の適否とその理由等」については、(1)で今回の計画案に対する適否を、(2)で、その判断理由及び計画実施に際して留意すべき事項を記載する構成としております。

「適否」では、計画を承認して差し支えないとし、理由等の中で「両統計調査の意義」、「調査周期」、「調査方法」、「調査事項」、「調査対象品目」、「集計事項及び結果の公表」そして、「調査票情報の保存期間」の7のカテゴリー別に判断理由等を記しております。この内容につきましては、前回委員会で、部会の結果概要として詳しく説明致しましたので、簡単に補足して説明することに留めます。

まず、「ア 両統計調査の意義」ですが、両統計調査は、船舶、鉄道車両等の生産活動の実態を明らかにするだけでなく、国民経済計算やIIPの作成に係る基礎データを提供するものであること等から、重要な統計調査であると認められると判断しました。

次に、「イ 調査周期」については、現行では、すべて月次調査で実施しております。このうち造船造機統計調査における造船調査、及び鉄道車両等生産動態統計調査における鉄道車両（新造）に係る調査については、引き続き月次調査を実施することとしています。しかしながら、造船造機統計調査における造機調査、並びに鉄道車両等生産動態統計調査における鉄道車両（改造・修理）と、鉄道車両部品・鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置に係る調査については、報告者負担の軽減等の観点から、平成21年度以降、調査周期を月次から四半期に変更することとしております。これについては、現在の本調査の行政目的での利用や、統計作成上の利用の状況から見て特段の支障がなく、報告者負担の軽減を図るという観点からも適当であると判断しました。

次に「ウ 調査方法」についてですが、鉄道車両等生産動態統計調査においては、これまで鉄道車両に係る調査票の配布及び回収は、本省直轄方式で、他の調査票の配布及び回収は、地方運輸局等を経由して行っていました。しかしながら、鉄道車両等生産動態統計調査の調査対象事業者の総数は100に満たないことから、他の調査票、すなわち鉄道車両部品、鉄道信号保安装置、及び索道搬器運行装置に係る調査票の配布及び回収についても、本省

直轄方式としても特に支障はなく、作業効率の点からも適当であると判断しました。

次に、「エ 調査事項」のうち(ア)については2点あり、1点目は造船調査の「船質」欄から「木船」の表示を落とし、木船の製造があった場合には備考欄にその旨を記入するように変更するものであります。2点目は、索道搬器運行装置に係る調査について、「需要先」を調査事項から削除するものであります。

これらについては、近年の調査結果において、一定規模以上の木船の製造実績は皆無となっていること、また、索道搬器運行装置の製造はすべて観光事業用となっていることが明らかとなっていることを踏まえたものであるため、いずれも適当であると判断しました。

(イ)については、他の調査票においては「金額」という用語を用いているところを、造機調査においては「価格」という用語を用いております。これについては、特段「金額」と「価格」とを使い分けなければならない理由はなく、「価格」とすると単価と誤解される恐れもございますので、用語の統一性を確保する見地から、「金額」に改めるよう求めました。

次に、「オ 調査対象品目」については、造機調査の調査対象品目について、28品目から13品目に簡素・集約化することとしています。これについては、報告者負担の軽減の観点から適当であると判断しました。しかしながら、集約した各品目の製造高が造機調査の対象品目全体の中でどの程度の割合を占めているかについては、工業統計調査の結果も参考にしつつ、常に検証を行っていくよう求めました。

次に、「カ 集計事項及び結果の公表」のうち、集計事項については、調査周期や調査事項の変更に対応して変更するもので、適当であると判断しました。また、結果の公表について、調査周期や調査方法調査事項の変更等を行うことにより早期化を図るもので、利用者ニーズに応えるものであり、適当であると判断しました。

次に、「キ 調査票情報の保存期間」については、調査要綱において2年と規定されていますが、今後、統計データ・アーカイブの整備に向けて的確な対応を図っていくことが必要であるため、要綱上の保存期間を永年保存とするよう求めました。なお、実際は昭和56年以降の調査票情報が保管されているとのことであります。

また、今回の調査計画には反映させることができませんでしたが、今後、検討すべき課題として2点を挙げています。

1点目としては、両統計調査の調査対象は、現在、地方運輸局等が保有する行政記録情報、ヒアリング等によって把握しています。このうち、造船調査の調査対象は、造船法上の届出義務のある工場(事業所)ですので、把握漏れはないと考えられますが、これ以外の調査については、把握漏れがある可能性があるのではないかという指摘がありました。そのため、調査対象名簿を、工業統計調査及び事業所・企業統計調査等の名簿と照合し、本調査の対象とすべき事業所が網羅的に把握されているかを検証し、現行の把握方法の妥当性について検討することを求めました。

また、併せて、造船調査を除く両統計調査の調査対象は、昭和20年代の当初から「常時

10人以上の従業員を使用する事業所」とされているのですが、その裾切りの基準や、従業員の範囲の妥当性について、統計需要と報告者負担の両面から検討するよう求めました。

2点目としては、船舶及び鉄道車両は生産に長期間を要するものですので、鉱工業指数の算出等の基礎資料としては、生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要であると考えられます。そのため、特に鉄道車両について、仕掛品在庫、完成品在庫等を把握することの可否及び現行の調査事項の「手持」を「受注残」に改めることについて検討するよう求めました。

なお、2点目の議論の状況は、資料2の参考資料2の第12回産業統計部会結果概要の通りであります。参考にご覧ください。

答申案の説明については、以上です。

次に、今回の部会審議を通して、部会長として今後の統計整備に当たって重要と思われた点について追加説明させていただきます。

本日、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申がなされたところですが、その中で「製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計）を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省所管の生産動態統計調査と調査項目、用語等の統一を図り、各省それぞれが所管する生産動態統計調査として再編・整備を検討する」とされております。

今回の部会審議は、あくまでも現行統計法に基づく指定統計調査としての改正計画について検討を行いました。その過程で、各府省所管の生産動態統計調査の間での定義の共通化、調査対象事業所の把握及び選定の適正化等の各種課題について御指摘を頂きました。

つきましては、今回審議の対象とされなかった、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省所管の各種生産動態統計調査全般について、今回行った審議と同様の検討を可及的速やかに開始する必要があると考えています。

先ほど申し上げた基本計画に関する答申に盛り込まれた事項の推進に当たっては、個別案件ごとに対処していくことも大切ですが、モノの生産活動に係る統計の共通化のための課題とその対応策について、今回の答申や当部会での議論を踏まえて、政府全体として対応していくことも必要であります。

以上であります。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、何か御質問、あるいは御意見はございますか。

美添委員 私は部会に参加しておりましたので、議論については部会長が的確にまとめて頂いたものと思います。

強いて言いますと、この統計の簡素化については、資料2の1ページ目に「調査周期を月次から四半期に変更する計画について、現行の利用状況から見て特段の支障はなく、負担軽減等の観点から適当である」とありますが、現状の利用という点からすると、進捗状況を的確に把握するという点では、まだ改善の余地が多いということで、今後の検討の

課題に整理されています。このような改善を図ることによって、この統計の有用性が飛躍的に高まるものと認識しております。

竹内委員長 何か他に御意見はございますか。

舟岡委員 ただいまの御意見はその通りでありまして、「今後の課題」の中の特に(2)について速やかに検討して、できれば指摘された内容を実現して頂くような方向で結論が出されることを大いに期待しております。

竹内委員長 私は、これの審議とは直接関係ないかもしれないけど、少しお伺いしたいのですが、さっきの「受注残」の問題とも関係あると思うのですが、こういう生産動態統計と、それからストック統計の関係です。例えば船で言いますと、手持ち、保有量ということで、つまり、新しく生産されたものから外国の輸出入を引いて、細部を調整して、また廃棄した分を引けば、今度はストックの残高になるはずですけども、その間の整合性というものはとれているのですか。そういう動態統計を作るときに、その整合性はどの程度考慮されているのでしょうか。

舟岡委員 これについては、私が答えるよりも、国土交通省からお答え頂いた方が良いと思いますが、私は、両者を整合させなくても、特段の問題はないと思います。ストックについては、船舶原簿がいかにか的確に更新されているかによってストック統計としての精度が決まるものと思います。残念ながら、「抹消」とか、「廃棄」、「廃船」等について實際上十分に行政においてフォローされているかということ、やや怪しいところもあるのかなと理解しますが、それをこの生産動態統計で補足するのは非常に難しいと思います。

竹内委員長 それは勿論、生産動態統計でそういう「廃棄」分や何かを捕捉できないということは当然ですけども、つまり、そちらの方もデータがあれば、生産の統計があって、両方あれば、保有量の変動が正確にフォローできるはずだということになっているのでしょうかということを伺いたい。

舟岡委員 廃船に関する情報が行政上、現在は取り得ない状況ですので、その方面からの正確性を追求するという事しかないと思います。

国土交通省情報政策本部 よろしいでしょうか。

竹内委員長 お答え頂ければお願いします。

国土交通省情報政策本部 船舶の情報ですが、2年前に船舶船員統計を廃止しました。その理由は、船舶の現在の保有状況については、業法以外で登録制度がございまして、小型船・大型船それぞれ本も出ております。内航船舶の需給調整は廃止しているのですが、船会社が今現状何隻持っていてどうなっているということは業法で取っており、それが現状に合っているかどうかということまで全部審査しておりますので、今年何船廃船にしたか、何船壊したかということは、正確な数字は用意しておりませんが、少なくとも大型の船舶については、需給調整の関係から把握しているという状況になっております。

竹内委員長 いろいろな動態統計と生態統計というか構造統計との間の整合性ということとは常に大切だと思うので、それが少し気になったので、この答申案について、特に何か

文句を言おうというつもりはありません。

何か御質問・御意見はございますか。

もし、これ以上なければ、「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」本委員会の答申として、資料2の通りにして頂いてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

異議ないものと認めます。

それでは、資料2によって総務大臣に対して答申致します。舟岡部会長を始め、産業統計部に所属された委員の方々におかれましては、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入ります。次の議題は「全国消費実態統計調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成」に係る諮問であります。匿名データに関する諮問は、それぞれのどういう内容の匿名データを作成するかということについて、具体的にそれぞれの案件ごとに諮問という形で出して頂いて、御審議頂くことになっています。今回は、こういうことについて総務省の方からの御提案でありますから、御説明頂きたいと思います。

総務省統計局 それでは、総務省統計局統計調査部調査企画課長の杉山と申しますが、私から説明します。お手元の資料3をご覧ください。

1枚目に鑑がございまして、諮問第13号「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地調査に係る匿名データの作成について」ということとございます。私どもが所管します4本の調査について、その匿名データの作成について諮問をするものでございます。

1枚おめくり頂きまして、別紙というのがございます。諮問の概要を整理してございます。1番目ですけれども、今回、作成の対象とする統計調査ということですが、今程申し上げたように、4つの調査が対象になるということ、それから、この表にございますように、調査年次は平成に入ってからのもので、かつ5年以上経過しているものを対象に考えてございます。これらはいずれも世帯・個人を対象にする周期調査でございます。

次に「説明」のところをご覧くださいなのですが、まず、一般的に匿名データの作成についての考え方を申し上げますが、世帯・個人といったものにつきましては、事業所とか企業よりも特性のばらつきが小さくて、外部情報との照合によって特定される可能性が低い。このため、世帯・個人を対象とする統計調査の方が、事業所・企業を対象とするものよりも、識別可能性のリスクの観点からは匿名データの作成が容易であるとされてございます。一方、世帯・個人を対象とする統計調査でありまして、同一の調査客体を複数回継続的に調査するもの、あるいは悉皆調査、これは端的に言えば国勢調査のようなものです、につきましては、匿名データの作成が比較的困難であるとされているというものでございます。

総務省統計局におきましては、このような点を踏まえまして、まず世帯・個人を対象とする、4つの周期調査について匿名データを作成することとしております。なお、これら

の調査につきましては、総務省が一橋大学と共同で行ってきました「学術研究のための政府統計マイクロデータの試行的提供」（平成16～20年）において試行的提供をやってございましたが、その中で、調査票情報に秘匿措置を講じた場合の当該データの安全性、有用性について、研究してきたものでございます。こうした一橋大学と共同でやった試行的提供で得られた知見をベースに、今回考えているということでございます。

2番目に、今回の匿名データの作成方法の概要を整理してございます。全部で5点程ございますが、まず「・」の1つ目ですけれども、元の統計調査のレコードすべてを匿名データに用いるのではなくて、それから間引きを施したものをを用いるということで、専門用語ではリサンプリングという言葉を使います。

それから「・」の2つ目ですけれども、識別情報は、レコードから全面的に削除することとして、氏名とか住所などの識別情報はすべて削除を致します。それから、レコードの配列順が意味を成さないように、無作為に並べ替えを行います。

「・」の3つ目ですが、特徴的な識別情報の値があるレコード、これは削除することとして、例えば8人以上の家族がいる世帯といったものは、その世帯情報そのものを削除するという措置を講じております。

それから「・」の4つ目ですけれども、極端に大きな値は、上限値を設けて頭打ちにするということで、トップコーディングと呼んでおりますけれども、例えば一定の年齢以上のものは何歳以上ということとして括って表記するというようなことを行っております。

それから、最後、「・」の5つ目ですけれども、分類事項の程度は、詳細なものではなく、粗いものにする。リコーディングと呼んでおりますけれども、例えば年齢を各歳刻みではなくて、5歳刻みにするといったような措置がこれに該当します。

次のページをご覧頂きたいのですが、今程申し上げた事柄をイメージ的に整理しておまして、全部で5つの措置を講じているのですが、最初の3つは、ここの(1)のア、イ、ウという形で整理してございますが、大きく言えば情報の削除という措置で整理されるものです。それから、残りの2つにつきましては、(2)のア、イに掲げてあるようなものとして、識別情報の階級区分統合ということで整理されます。このように、大きく2つの方法で匿名化を行うということでございます。

それから、次のページ以下が資料3の別添2ということになっておまして、匿名データ作成の対象になる4調査の概要を整理してございます。ただ、これはもう既に御承知の方も多いと思いますので、これについては省略します。全部で4ページのものでございますけれども、これは省略して、その次の資料3の別添3、ここに「匿名データ作成方法の共通事項」というタイトルがございまして、より具体的な匿名データの措置の内容を整理してございます。

まず一番目でございますけれども、ここにまず入口として、それぞれの4調査の標本の概数を掲げてございます。全国消費の場合ですと5万世帯、社会生活の場合は20万人の個人、世帯でいくと8万、就業構造基本調査は100万人の個人、世帯でいくと約40万、住

宅・土地については350万の住戸・世帯と、こういうものが標本になります。

こういったものをベースに、次のページ、2ページをご覧頂きたいのですが、匿名化措置を講じていくということとして、まず2の(1)にございますリサンプリングという措置ですけれども、これは、一部分を間引きして再抽出するということとして、基本原則は、80%を目安に無作為にリサンプリングするということとしてございます。ただし、その再抽出した結果というものが母集団の1%以下になるようにするということがございます。

それから「(2)識別情報」に関するものですが、「地域区分」ここはより詳細になるのですけれども、これにつきましては、基本的に全国を6ブロックとします。それから、個人の年齢につきましては、イですが、5歳階級のグルーピングを行う。ウですが、世帯につきましては、先ほど申し上げましたが、世帯人員が8人以上の世帯のレコードは削除。それから、世帯の中に子供がいる場合ですが、同一年齢の子供の数が3人以上、三つ子以上がいる世帯のレコードも削除ということに致します。エとして「その他」ですが、その他にもトップコーディングとか、リコーディングなど、必要な措置を行うということで、それはケース・バイ・ケースでやる部分もあるということでございます。

(1)の「リサンプリング」と(2)のアの「地域区分」については、より詳細な説明を補足させていただきます。1ページ飛んで4ページをご覧頂きたいのですけれども、リサンプリングをした場合に、どれぐらいの標本が抽出されて、それが母集団のどれぐらいの比率を占めるかといったものを調査ごとに整理してございます。表1の上3つですけれども、全国消費実態調査と社会生活基本調査、就業構造基本調査、これはそれぞれ80%のリサンプリングをかけて、それぞれが4万、16万、80万という形で抽出されまして、母集団情報のそれぞれ1%を下回っているといったことがこれで見てとれます。

ここで補足したいことは住宅・土地統計調査の場合です。これは実は80%ではなく、10%で抽出致します。これは実際10%といっても、元々の標本が350万と大きいものですから、10%でも35万のサンプルが取れるということで、分析にはこれで十分ではないのかなというような考え方の下に10%ということで行っております。10%で取った場合に、母集団との関係でも1%を下回っているということでございます。基本的にはこのような形でリサンプリングをするということです。これらのリサンプリング率は、繰り返しになりますが、一橋大学と共同で試行提供を行ったときのリサンプリング率と同じ値であります。これがリサンプリングのより詳細な説明です。

それからもう一点「地域区分」について補足致します。これは次の5ページをご覧ください。「2 識別情報」について、これはそれぞれ個別に見ていかなければならない部分ですが、中程にあるように、就業構造基本調査、社会生活基本調査、全国消費実態調査の3本と、それから住宅・土地統計調査で扱いは異なります。前者の3調査につきましては、これはかなり多くのものが抽出されるということで、3行目の後の方に書いてありますけれども、それぞれ個人に関して職業分類とか産業分類という属性情報もかなり付されてお

りますので、個体が特定されることを避けるために、都道府県よりも粗い区分にすることをしております。具体的には、全国を6のブロックに分けたもので表示をすることを考えております。

一方、住宅・土地統計調査につきましては、抽出するのが10%のみということで、かなり間引きする分が多いということもありまして、これにつきましては、都道府県のレベルで表示をされても、特定されるリスクは低いのではないかという判断をしているものでございます。

かような形で地域区分については、詳細を補足させて頂きました。

一応このような形で整理させて頂いているものですが、繰り返しになりますけれども、基本は一橋大学での試行的提供、ここで採用されましたリサンプリングの率、あるいは地域区分、それを踏襲しているものでして、そういったものをベースにしながら、これから本委員会で御審議頂くということをお願いしたいと思っているものです。

私からの説明は以上です。

竹内委員長 この匿名データ部会で審議して頂くことは、個々のケースについての匿名性の確保、その他に関する具体的な措置について調査審議して頂くことでありまして、統計データの提供方法というようなことの一般的なことは、この場で議論して頂くということではないことになるわけです。総務省の方でおやりになる、このやり方について具体的に適切かどうかを審議して頂くことが目的であります。

その件について、この前皆さん御承認頂きました、新しく作りました匿名データ部会に付議して議論をして頂くことになるわけですが、とりあえず今ここで何か御質問、あるいは御意見がございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょう。何かありますか。

美添委員 今回初めてこのような匿名化の検討が統計委員会で成されるということで、期待を集めていると思いますが、ここで提案されているものは、有用性と秘匿情報の保護という2点から、的確なまとめがなされていると思います。過去の一橋大学での試験的な提供の利用状況を見ますと、この程度に集約されたデータであっても、相当活発な分析が行われ、その数が次第に増えてきているという状況ですので、このような統計調査、他の省でもお持ちの世帯調査に関しては、これを手掛かりとして、今後も継続してほしいと思います。

余り技術的なことは触れないということですが、1点だけ。部会で当然審議をなさると思うのですが、地域情報を今回は相当粗くしています。海外の例で見ても、これだけ粗くしているものは少ないぐらいで、そういう意味では十分安全だとは思いますが、ただ、利用者にとって使い易い形での情報の提供には、何種類か違う提供方法がありますので、部会でどのような議論になるかはわかりませんが、利用者としては、専門的な研究者から大学院生、初心者に近いような人たちまでがそれぞれ使えるものについて、検討してほしいと思います。

また、地域情報を粗くするときには、母集団推計のための復元乗率について、一橋大学

では見事に処理をしています。市町村ごとに乗率が違うことが、地域情報を消しても、復元倍率が残っているとどこの市かわかってしまいます。そういうことへの対応などに係る情報を各省で共有できるように、この部会で整理して頂きたいと思います。

竹内委員長 まだ他に何かありますか。

舟岡委員 ただ今、美添委員の御指摘の通りであって、今回、匿名データを作成し、提供されるということは、非常に有り難く、望ましいことと思いますが、その作成については利用者の視点で十分検討して頂きたい。先ほど、地域情報についての御指摘がありましたが、幾つかの調査事項では、階級値として提供することで匿名化を図るとのことですが、階級値として提供されると、ユーザーによっては余り有り難くないというか、データとしての有用性に欠けるというケースもあるかと思えます。そういうケースでは階級値としてではなく実額で提供し、他方、別の調査項目で粗く、例えば階級値にするとかして、利用者の目的に合うような方法で匿名化がきちんと担保される方向で提供することも考えていただきたい。ユーザーの視点に立って、そういう提供の仕方の組み合わせについての検討も専門的な見地から行って頂けたら有り難いなと思っております。

竹内委員長 何かございますか。

それでは、本件につきましては、匿名データ部会で、この趣旨に沿った点で御審議頂いて、その結果について本委員会に御報告をして頂くことに致します。

廣松部会長、よろしく申し上げます。

廣松委員 一言だけ。今いろいろ御説明がありました通り、匿名データの提供というのは新しい試み、これから始める初めての試みです。今回の審議の対象となる、それぞれの調査に関して、当然審議の過程で、ある程度具体的な、個別の数値を基に議論せざるを得ないのですが、ただ、それを全部公開してしまいますと、逆に、その資料から調査対象者が解き明かされて特定化されてしまうというようなおそれも出てきます。これは事務局と御相談の上ですが、部会審議のやり方については、少しこれまでとは違うような形の運営の仕方について模索をしていかざるを得ないだろうと考えております。

竹内委員長 御趣旨はわかります。つまり、この程度まで明かしてしまうと、実はその部会で議論している情報の匿名性確保の方が危なくなるというようなことも起こりますから、それは了解できると思いますので、どうぞ事務局の方でもよろしく御考慮頂きたいと思えます。

何か他にございますか。

では、これは部会の方でよろしくお願い致します。

それでは、次の議題に移ります。産業統計部会の審議状況につきまして、舟岡部会長の方からお願い致します。

舟岡委員 資料4をご覧ください。2010年世界農林業センサスの改正については、2回目となる第11回産業統計部会を今月12日に開催致しました。その概要について、結果概要に沿って、説明致します。

資料4をご覧ください。前回部会では、「農林業経営体」と「事業所」の相違等について活発に意見が交わされました。その意見を踏まえて農林水産省から説明が行われ、審議の結果、「農林業経営体」の概念と「事業所」の概念は、おおむね一致する。但し、農業経営体の対象として、販売額50万円に相当する外形基準を設けていますが、それに合致する販売農家ではない自給的農家が含まれ、農林業センサスの調査対象となること、さらに、法人化していない集落営農も農業経営体に含まれますが、農業集落の代表者は毎年交代する場合もあること、こうした2点において、概念が完全に一致するものではないと整理されました。但し、通常の農林業経営体についてはおおむね一致するという、少し踏み込んだ判断で共通の認識が形成されました。

残りの論点について、調査体系、調査方法、調査事項の審議を行いました。まず、調査体系につきましては、「農村集落調査」は2005年に標本調査として実施された承認統計調査ですが、これを廃止し、そこで把握していた農業集落のコミュニティ活動を農業集落調査でとらえることについては妥当とされました。調査方法については、「市区町村調査」を職員調査から郵送調査に変更し、「農業集落調査」について、職員調査から調査員調査に変更する計画となっていますが、それについては妥当とされました。インターネット申告の活用については、「農林業経営体調査」におけるインターネット申告の併用は困難とされていますが、インターネット申告を利用したい農家もあるのではないかとの意見が出されました。農林水産省でも会計ソフトの普及を積極的に進めている状況にあり、農家のパソコンの利用率も上がっているのではないかとの指摘があり、他方、「農林業経営体調査」において、インターネット申告も可能とすることについては、費用対効果の観点から適当かどうかについて十分検討する必要があるとの意見も出されました。

審議の結果、「市区町村調査」においては、インターネット申告はLG-WANを活用して、セキュリティも確保されることから、希望する市区町村に対して可能とすることが妥当とされました。農家等を対象とする「農林業経営体調査」におけるインターネット申告の併用については、次回調査に向けて、農家におけるパソコンの普及率等も踏まえて検討することが必要とされました。

「調査事項」について、農作業の委託に関する調査事項の廃止については、幾つか意見が出されました。まず、高齢化が進む農業経営の影響を把握する上で「委託」の情報は必要である。実施者から、作業の受託側からとらえることができるので、委託側からとらえる必要はないとの説明がありましたが、受託側からの情報だけでは農業構造をとらえる上で不十分で、委託側がどういう属性を持つ農家であるのか、例えば世帯主の年齢とか、跡継ぎの有無とか、世帯の構成メンバーとか、そういう農家の構造面の特性を把握できないとの意見が出されました。

他方、小規模農家における外部依存については、作業委託よりも農地の賃貸に移行している、委託への移行の増加は余り顕著ではなく、調査する意義は低くなっているとの意見もありました。それに対して、委託が賃借に変わる流れが、今後も継続するかどうか、ま

た、委託の割合は決して小さくないので、さらに、委託の実態や今後の流れ等については時間をかけて検討する必要があるのではないかとの意見も出されました。その他、報告者負担の軽減も重要である、逆に、委託についての情報は、大した報告者負担にはならないとの対立する意見もありました。

審議の結果、農作業委託の「委託」の調査事項の廃止については、農林業センサスを産業統計として整備する中で、その把握を取りやめることについては疑問があるとの意見が多かったことを踏まえて、次回までに再検討して頂くこととなりました。

「農林業経営体調査」における林業の委託に関しても、同様に調査事項が廃止される計画であります。それについては、作業を委託する山林の所在地と受託者の所在地が異なることもあるため、特に森林については、どの地域にどれだけの資源がどういう状況で存在するのかをとらえることが非常に重要であるので、受託側の情報だけでは不十分で、放置された山林が多い地域かどうか等に関する情報の把握のためにも、「委託」の情報をとらえる必要があるだろうとの意見がありました。ただし、農林業センサスでは、放置される森林のストックを把握する仕組みとはなってはいません。林業についても、1年間に限った委託をこれまで調査しているにすぎませんので、1年間の委託の状況から森林のストックの状況が解明できるかどうか疑問であるとの意見も出されました。

林業作業の「委託」については、他の承認統計調査で一部把握している情報がありますが、それらの中で重要な情報については、参考情報として本センサス結果の中で併せて提供した方がよいという意見がありました。

審議の結果、林業の「委託」等の廃止・簡素化はやむを得ないとしても、ユーザーの利便性を考慮して、行政情報等の代替情報を提供するなどについて、検討することが必要とされました。

「農林業経営体調査」における農作物の作付面積の把握方法を簡素化することについては妥当とされました。農産物の販売金額等の把握方法を、実額記入から、階級値で選択する方式へと変更することについては、幾つか意見が出されました。実額の記入は推計上好ましいので、詳細な額ではなくても、一定規模以上、現在は5億円以上が最上位の階級になっていますが、そこについては実額記入とすべきである。経営の大規模化が最近では進んでいますが、5億円以上について一括してとらえても、それがどれぐらいの販売金額に達しているかわからないので、情報の有用性が薄れるとの意見が示されました。更に、実額の記入は、次のセンサスにおいて、金額の階級区分をどういうくくりで設定するのが適当であるかについての検討にも役立つと思われるとの意見も示されました。

審議の結果、農産物の販売金額等については、一定規模以上の階層において、実額を記入することの可否について再検討することとされました。

出資金等の提供状況に関する調査事項の追加の妥当性、流通・販売先の状況に関する調査事項の追加の必要性について、幾つか意見が出されました。農商工連携をとらえる上では、出資金の提供状況よりも、実際の取引の状況をとらえる方に意味がある。農地法の規

制が緩和される影響を2010年調査で把握して、2015年以降、その動きを把握することが重要であり、直接出資を把握してどのような意味があるのか。特に出資している会社等が大きな企業である場合には、子会社を通して出資するという場合が今後少なからず出てくると考えれば、その情報がどこまで意味があるのか疑問であるとの意見もありました。

農産物の流通経路は、最近ますます多様化して、インターネットを活用した販売も増えてきています。このように流通が大きく変化している状況に対応した形で調査事項を設定する必要がある。また、高付加価値が課題となる中で、販売先に関する情報は非常に重要であり、とりわけ、会社組織については、農家とは販売ルートも異なり、当然販売金額等も違うことからすると、それぞれで把握すべき情報は異なると考えられ、必要な情報がそれぞれで取れるように調査票を別にすべきではないかとの意見が出されました。

他方、農家林家の農林業経営体と会社による農林業経営体の区分がグレーゾーンのところがまだあるので、調査票をそれぞれ別にすると、記入者が少し迷うようなケースも出てくるかもしれないので、そこについても十分注意する必要があるとの意見もありました。

審議の結果、流通の状況については、農業における高付加価値化の取組を把握する上で重要である。その把握の可否については、次回の部会までに再検討することとされました。前回の2005年の調査で、農家以外の農林業経営体と農家の経営体の両者の調査票を一本化しましたが、これについては、法人組織についての情報が新たに必要となってきたことを踏まえて、次回調査以降で、どのような把握が適当か検討することが必要とされました。

「市区町村調査」において、在村・不在村別私有林面積に関する調査事項を廃止することとされています。これについては、不在村者の山村所有は最大の政策課題の一つとなっており、正確な調査が必要である。調査方法の変更によって概数しか把握できないということであれば、別の方法による把握も検討すべきであり、調査に先んじて作成している調査客体候補名簿を工夫するとか、森林原簿等行政記録を活用することで把握を検討するのがよいのではないかとの意見が出されました。

審議の結果、在村・不在村別私有林面積については、大変重要な問題であることから、どういう把握が適当か、次回部会で再度議論することとされました。

「農業集落調査」における農業集落の総戸数に関して、今回調査から、調査事項を追加することについての意見が出されました。農業集落の精通者に調査することとなっていますが、農家と農家以外の世帯の混住化が進んでいる、特に都市近郊の地域がそうですが、そのような地域の農業集落の総戸数をそうした精通者が把握できるのかどうか疑問である。1つ飛びまして、他方、「区長」の活用も農業集落精通者の方法とされているので、町内会費の徴収を通じて総戸数を明確に把握していると思われるとの意見も出されましたが、本当にそうであるのか十分検討する必要があると考えています。

以前、農林業センサスの結果を踏まえて、農林水産省では、農業集落の範囲と国勢調査の調査区のマッチングの大変な作業を行いました。その結果では調査区と集落がかなりの程度マッチングするとの結果が出ていますので、農林業センサスの結果を国勢調査、及び

国勢調査によって設定された調査区に対して行われる各種の統計調査の情報を活用することが、本センサス調査の結果の有用性を高めると期待されますから、そこについても検討する必要があるのではないかと意見が出されました。

審議の結果、総戸数の追加については、混住化が進む地域において、総戸数の把握がどこまでできているのか、できるのかを検討した上で、次回部会でその適否を判断することとされました。

「農業集落調査」において「耕地面積」に関する調査事項については、幾つか意見が出されました。農業集落ごとに大体の耕地面積の把握は可能だと思われ、農林業経営体がどういう農業集落に属しているかに関する情報を使えば、農業集落単位で耕地面積が把握できるのではないかと。他方、そのような意見に対して、農業集落の範囲を超えて農地の利活用がなされることもあり、農林業経営体調査は、属人調査であって、農林業経営体がどこに所在しているかの調査情報に基づいているのに対して、農業集落調査は、属地調査であって、出作・入り作の耕地があるので、両者の間には面積差があって、農業集落調査における把握が必要だとの意見が出されました。

審議の結果、耕地面積については、農業集落調査で把握することはやむを得ないとされました。

以上が、審議結果の概要であります。次回部会は、12月24日（水）14時から開催され、本日整理することとされた事項及び残りの論点について審議し、併せて、その結果を踏まえて答申案の審議が行われることになっております。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

何か御質問はございますか。

いろいろ大変詳細な審議をして頂いたようですが、何かありますか。

美添委員 審議状況の紹介だけさせていただきます。今回の農林業センサスの計画に関しては、少なくとも私の知る限り、過去何回かに比べて、極めて大幅な簡素・合理化になっています。部会でも申し上げましたけれども、本当に政策で必要なものが取れるのか、正確に把握できるのかという視点から言いますと、個人的な判断ですが、今回の簡素・合理化は、報告者負担の軽減という視点ではなくて、農水省の調査にかけ得るリソースの減少を反映した、やむを得ない選択であると思えません。

いろいろな調査項目で簡素化されているものは、客体となる農業経営体の協力が十分得られないもので、例えば世帯の名前すら書くのに抵抗があるということです。従来だったらこんなことはあり得ないわけで、職員の場合は昔であれば、農家の日計簿の記帳を手伝う、指導するということが日常的に行われていた。これに対して、調査員になりますと、抵抗感が強くて、そのような記載はできない。農水の内部の検討会に参加した専門委員に話を伺いますと、研究者ですので、業態を明らかにするためにこれこれの情報は必要だと発言したようですが、結局は農水側が簡素化した。国勢調査の調査票に比べて、こんな複

雑なものではないという発言まであったそうです。経済センサスが考えられている中で、農水省が担うべき経済統計として、そこまで簡素化せざるを得ないというのが、実は大変な驚きでした。農水統計の将来を考えると、私としては非常に暗い気分になって、今回は実施をして頂くように、部会長が方向を定めようとしていますけれども、10年後になったときにどうなるのか。あるいは今回従来の精度が維持できなかつたときに、地方自治体が農業政策を的確に判断できるのかについては、複雑な心境です。何とか今回成功するように部会長の努力を期待したいと思います。

竹内委員長 一般的に言えば、調査環境の悪化という問題がこういうところにも反映してくるのだと思いますから、それについてどう対処するかということは、やはり重要な問題で、農水省の方でもいろいろ御苦労をなさっているのだろうと思いますけれども、なかなかその辺は難しいと思います。

黒田臨時委員 今、美添さんのおっしゃったことに全く賛成でして、統計委員会のスタンスとして、リソースが削られているからだんだん小さくしていかざるを得ないという府省の問題・ジレンマに対して、一体どういう情報が的確に得られる統計になっているのかということについて、統計委員会で議論をするときに、それぞれエビデンスを踏まえて議論していく習慣をつけた方が良いと僕は思うのです。それをやらないと、いつまでたっても、リソース、それからお金のかけ方と、それから調査対象の調査の難しさということとのせめぎ合いで、だんだん統計は劣化していくというか、小さくなっていくということにならざるを得ないので、むしろ、どういう情報が必要とされていて、そのためにどういう調査をやるべきということが、どこかでエビデンスとして確認できるという、そういう議論がやはり必要なのではないかと思うので、是非そういう形でお願いしたいと思います。

竹内委員長 農業統計に関しては、他の統計もそうだと思うのですが、統計委員会として、統計の体系の観点から何が必要かということと、具体的な政策のために何が必要かということとは必ずしも一致しない面もあって、その政策のために必要なものがどれだけあるかということについては、これはそれぞれの各省の御判断によるものですから、統計委員会として一々それを決める訳にはいかないということはあると思うのです。農水省の場合には、私としてもその辺がよくわからないところもあります。しかし一方では、こういうセンサスというものは非常に基本的な統計ですから、これは場合によっては、そのときそのときの政策によって余り変わっては困るという面もあるわけで、やはり基本的なところはしっかり押さえていただかないと、統計としては困る。その辺を十分御審議頂きたいというふうにも思う訳ですけれども、舟岡さん、今のリソースとの関係でということについて、何かございますか。

舟岡委員 私の理解・判断ですと、2000年世界農林業センサス以前の1995年までは、研究者とか、あるいは政治の世界とかからのリクエストにすべて対応するような形でセンサスが企画・実施されていましてから、大変膨大な調査票で、その結果についても、十分使い尽くしているのか疑問なところがありました。2000年農林業センサスの諮問の審議の中

で、あるべき農林業センサスについてかなり議論しまして、多くの今後の課題を答申に書き連ねて、2005年でそれを実現して頂いています。そういう意味では、その段階で、農林業センサスとして、少なくとも何を調査事項として取るべきかが決まり、筋肉質の農林業センサス統計の中身が出来上がったなと思ったのですが、今回の2010年農林業センサスの計画では、他の産業統計と比べますと、何かやせ細って、必要な情報すらも取れなくなってきたところが少なからずあるのではないかと、それが心配されることはありません。とくに、農林業センサスは、母集団情報を提供するための調査でもありますので、そうした観点からの調査事項等の設定も重要です。例えば、先ほど私の報告にありました「委託」の有無については、農業の担い手が高齢化する、あるいは後継者がいないとき、アウトソーシングがどんどん進むことが予想され、その実情をセンサスという全数調査ではなく、標本調査で調査したいとき、どういう対象に対して標本調査すれば良いのかを知るための母集団情報として、農林業センサスは情報を提供する役割を持つものと思います。それすら調査しないとなったら農林業センサスの役割がどこにあるのかと個人的には疑問に思います。これについては、かなり多くの委員、専門委員の共通の理解でして、部会でも激しく議論があったところです。美添委員と黒田委員がおっしゃいましたように、農林業統計はこれからますます重要になってくると思われまますので、リソースのことだけ考えて、どんどん痩せ細ろえさせて、必要な情報が取れなくなるようなことがないようにして頂きたいと、個人的には思っております。

竹内委員長 農林水産省の方から、今の御意見に何かコメントはありますか。

農林水産省統計部 2010年の農林業センサスでございますけれども、委員の皆様からの御意見にもございましたように、一方では、負担の軽減ということをどうしても考慮せざるを得ないという面がございますして、調査項目の見直しなり、減量化を進めて、御検討頂いているところです。ただしその一方で、部会長からの御報告もございましたように、今後この項目については、引き続き取るべきだという御意見も2回の部会審議の中で頂いておりますので、両方の視点といたしますが、部会での審議の視点も十分踏まえて、次回の部会において、こちらからも御説明し、それに基づいて審議をしていただければというふうに考えております。

竹内委員長 何か他に御意見はございますか。

美添委員 今の御発言に沿って審議をして頂ければ良いと思うのですが、ただ、その「負担の軽減」という言葉が何を意味しているのかということは、しっかり確認すべきだと思います。確かに、調査報告者、客体にとって、調査員になると心理的負担が増えることは事実ですが、記入すべき内容のうちで本質的なもの、例えばさっきの「委託」の話などは、本当に簡単な調査項目だろうと思います。その項目まで削って負担の軽減を図るというのは、誰にとっての負担の軽減かといえ、農水側の負担ではないのかとしか思えません。客体の負担軽減ということであれば、全く別な見方が可能だろうと思いますので、「負担の軽減」という言葉を安易に使わないような姿勢を、統計委員会としては明確にし

たいと思います。

竹内委員長 いろいろ御意見もございますようですし、それから、部会の内部でも、原案に対するいろいろな御意見も出ているようですから、十分今後も御審議を頂きたいと思えます。

では、舟岡部会長を始めとして、産業統計部会の委員の方々には、引き続き御審議をお願いするということにしたいと思えます。

ということで、本日予定の議題は、これで終わりでありますので、次回の日程等について、事務局からご連絡をお願いします。

内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会は、来年1月19日(月)の15時から、この会議室で開催致します。

竹内委員長 ということで、本日の会合はこれで終わりにさせていただきます。ということは、本年中の会合はこれで終わりということでありまして、この1年間は、統計委員会がスタートして事実上最初の年になったわけですが、いろいろと御審議に協力を頂きまして、ありがとうございました。特に、基本計画に関しましては、委員の皆様には大変いろいろ御苦勞をおかけしまして、本当に御苦勞様でございました。お陰様で立派な答申ができて、今日大臣に渡せたわけであります。この1年間、委員の皆様方及び事務局の皆さん、あるいは関係の方々の皆さんにもいろいろ御協力頂きまして、大変ありがとうございました。

それでは、良いお年をお迎えください。

ということで、今日は終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

なお、基本計画の答申に関しまして、本日16時より、記者会見がありまして、その対応は、私と事務局にお任せ頂ければと思えます。

以上